

平成 29 年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」に係る 事務局の募集及び同補助金の事前予告について

【中小企業庁 WEB サイトに H30.1.5 公開されました。】

中小企業庁 WEB サイトはこちらから

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180105mono.htm>

ただし、予算執行は、平成 29 年度補正予算成立が前提であり、公募開始は平成 29 年度補正予算成立から 1 ヶ月程度後となります。

(通常国会は 1 月 22 日に召集されます。)

【参考】

補助金要件が公開されておりますので、下記に抜粋しお知らせいたします。

平成 29 年度補正予算 補助金関係について

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」について
(応募枠は下記の 3 つあります。)

1 企業間データ活用型 (補助上限額：1,000 万円/者、補助率 2/3)

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトへを支援します。

2 一般型 (補助上限額：1,000 万円、補助率 1/2 又は 2/3)

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

平成 30 年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)に基づく先端設備等導入計画(仮称)の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率 2/3

3 小規模型(補助上限額:500万円、補助率:小規模事業者 2/3、その他 1/2)

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

専門家を活用する場合 補助上限額 30万円アップ(1~3共通)

詳しくは下記 URL の PDF19 ページ目 (17p) をご覧ください。

平成 29 年度経済産業省関連補正予算案の PR 資料

http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/hosei/pdf/pr_hosei.pdf

また、従来経営力向上計画認定取得による設備等の固定資産税減免が租税特別措置によるものにかわります。

詳しくは下記 URL の PDF8 ページ目 (7p) をご覧ください

平成 30 年度経済産業関係 税制改正について

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 (詳細)

http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2018/pdf/zeiseikaisei.pdf